

2025 年 8 月 15 日

関西非正規等労働組合

執行委員長 H 殿

株式会社クラウドワークス
コーポレート本部

回答書

当社は、貴組合より受領した 2025 年 7 月 23 日付「団体交渉申入書」に基づく貴組合からの御申入れ（以下「本申入」といいます）に対し、下記のとおり回答いたします。

記

1. 結論

恐縮ではございますが、当社として本申入に応じることは致しかねます。理由は以下のとおりです。

2. 判断理由

- (1) 当社は、「クラウドワークス」というプラットフォームサービス（以下「本サービス」といいます）の提供を行っております。

本サービスは、本サービス上でサービスユーザー（以下、本サービスを通じて業務を委託するユーザーを「クライアント」、受託するユーザーを「ワーカー」といいます）同士が直接業務委託契約を締結して取引を行うことを目的とするものであり、当社は当該取引の当事者にはなりません。

- (2) 本申入における A' 組合員は、ワーカーとして本サービスを利用しているだけであり、当社との間において雇用関係は一切ございません。

また、以下の事由からも、A' 組合員との関係において、当社は労働組合法上の使用者には該当しないものと認識しております。

- (ア) 本サービスにおいては、クライアントが本サービス上に掲載した案件に対してワーカーが応募して初めて契約が成立するのであり、当社がワーカーの労務提供を前提として事業を営むという構造ではございません。そのため、当社がワーカーの労務を使用して事業を運営する関係に立つものではありません。

- (イ) 本サービス上における取引の報酬額は、クライアント及びワーカー間の合意により定められるものであって、当社はその決定に関与しておりません。当社はあくまでも本サービス提供者として、クライアント及びワーカー間における当該合意及び契約成立後に、全ユーザーに対して公平かつ一律に定められたシステム利用料を当該報酬額から差し引く立場にあるに過ぎません。

- (ウ) クライアントは業務内容及び遂行方法について具体的な指揮命令や監督を行うこと、また業務の遂行場所及び時間を指定することはできません。そのため、ワーカーは自己の裁量で案件の応募や受託、作業場所及び時間を決定でき、当社やクライアントによる稼働条件の拘束や実質的な統制を受けることはありません。また、当社以外が提供するプラットフォームサービスの利用も可能であるため、事業者としての独立性は保たれているといえます。
- (3) 以上から、A' 組合員との関係において当社は使用者性を有していないため、本申入に応じることは致しかねます。

以上